

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

(逐条解説)

第1章

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・ 本条例は、水道法適用外の小規模水道及び小規模貯水槽水道からの飲料水について、直接市民の健康に影響することから、安全で衛生的な供給を確保するとともに、利用者の健康を保護し、地域における公衆衛生の向上を目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (2) 小規模水道 法第3条第2項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。
- (3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。
- (4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (5) 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

(6) 設置者 小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

【解説】

〈第1号関係〉

- ・ 条例に用いている「水道」について、水道法で規定している「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」と同等として定義しています。

〈第2号関係〉

- ・ 本条例で規制する小規模水道について定義しています。
- ・ 小規模水道については、居住に必要な水を供給するもののみを対象としています。

〈第3号関係〉

- ・ 本条例で規制する小規模貯水槽水道について定義しています。なお、小規模貯水槽水道については、居住以外も含め規制しています。

〈第4号関係〉

- ・ 小規模水道施設の範囲について定義しています。

〈第5号関係〉

- ・ 小規模水道の布設工事について定義しています。

〈第6号関係〉

- ・ 小規模水道、小規模貯水槽水道の設置者を定義しています。

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 小規模水道による供給水の安全性を確保するための水質基準を規定しています。

<第2項関係>

- ・ 小規模水道の水質基準に関する必要事項としては、水質基準に関する省令に定めるところによるものとして規則で定めます。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。
- 2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

【解説】

- ・ 小規模水道が備えるべき施設の基準について規定しています。

<第1項関係>

〈第1号関係〉

- ・ 取水施設の「できるだけ良質」とは、技術的、経済的観点から選択可能な範囲において、できるだけ良質という意味であり、「必要量」とは、計画給水量に対応した原水の量のことで、計画取水量となります。

〈第2号関係〉

- ・ 浄水施設の「原水の質」とは、現況の水質のみならず、将来における予測水質を含みます。

<第2項関係>

- ・ 小規模水道施設は、長期的に安定して使用でき、また、人の飲用に適する水を供給するものであることから、それらに耐えられるよう、施設の構造、材質について規定しています。

(確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

【解説】

- ・ 小規模水道は、多数の人にその居住に必要な水を供給するものであることから、安全な水を安定して供給する必要があるため、小規模水道の布設工事をしようとする者は、着工前にその設計について市長の確認を受けることを規定しています。
- ・ 確認は、当該設計が前条の施設基準に適合するか否かに限定され、工事に着工できるのは、当該工事が施設基準に適合することが確認された後となります。
- ・ なお、本条に基づく確認を受けずに布設工事に着手した者は、5万円以下の罰金となります。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 前号のほか規則で定める事項

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 水源の種別及び取水地点

(2) 原水の水質試験結果

(3) 小規模水道施設の概要

(4) 浄水方法

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、第1項の規定による申請があった日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

<第1項、2項関係>

【解説】

- ・ 第5条の布設工事の確認について、申請書のほか施設基準に適合するか審査をするにあたって必要となる書類、図面等の市長への提出義務を規定しています。
- ・ なお、規則で定める事項としては、次に掲げる書類等を提出することとしています。
 - (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
 - (2) 配水系統図
 - (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

<第3項関係>

- ・ 確認申請が提出された後、市長は、施設基準に適合するか否かを判断し、その結果を申請者へ通知することを規定しています。

<第4項関係>

- ・ 申請者に対して、申請書を受理した日から起算して30日以内に書面にて第3項の確認結果を通知することを規定しています。

(給水開始前の水質検査及び届出)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了し、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、給水を開始する旨を市長に届け出なければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した後、給水前にその給水する水が水質基準に適合することを確認するための水質検査を行い、その検査結果と併せて、市長へ、給水を開始する前に届出しなければならないことを規定しています。

<第2項関係>

- ・ 小規模水道施設の適正な維持管理等を確保するため、設置者はその水質検査記録を作成し、検査日から5年間保存しなければならないことを規定しています。

(変更等の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項各号のいずれかの事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 小規模水道の設置者は、布設工事の確認を受けた後、申請内容に変更が生じた場合、適切な給水が損なわれることのないようにするため、その変更内容について市長へ届出しなければならないことを規定しています。
- ・ また、廃止時についても市の管理上、届出させることを規定しています。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 小規模水道設置者にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するためには、状況に即応した水質管理が不可欠となります。
- ・ このため、本条では、小規模水道により供給する水の水質に関して、定期及び臨時の検査を義務付け、その検査結果を市長へ届け出ることを規定しています。

<第1項関係>

- ・ 「規則で定めるところにより」とは、水質基準に関する省令の表の1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度）並びに消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査としています。

<第2項関係>

- ・ 「規則で定めるところにより」とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査としています。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないこ

とが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができるものとしています。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

【解説】

- ・ 本条は、水道の衛生確保のために必要な水の汚染防止、消毒その他規則で定める措置を講じることを小規模水道の設置者に義務付けています。

〈第3号関係〉

- ・ 「規則で定めるところにより」とは、給水栓における水に含まれる残留塩素濃度について定めています。

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、小規模水道の供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときにとるべき措置を規定しています。

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 小規模貯水槽水道の設置者は給水を開始したときには、速やかに市長に届け出なければならないことを規定しています。
- ・ 内容としては、設置場所、給水開始年月日、用途、水槽の有効容量や材質、給水方法、管理形態、消毒設備の有無等について届け出るものとします。
- ・ なお、小規模貯水槽水道は布設にかかる確認申請は不要としているため、給水開始の届出は事後届けとなります。

(変更等の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき、又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 小規模貯水槽水道の設置者が給水を開始する際に届け出た内容に変更を生じた場合又は廃止した場合に、市長に届け出なければならないことを規定しています。
- ・ 届出内容としては、給水開始、変更、廃止年月日や変更事項、廃止理由を届け出るものです。
- ・ 市では、この届出内容を確認し、変更に伴い条例対象施設外となった場合は必要な手続や指導を行うなど、管理上必要なことから規定しています。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味等に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところ

により、毎年1回以上定期的に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

【解説】

- ・ 小規模貯水槽水道の設置者に対し、水槽の定期清掃、汚染防止を行うとともに、給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときの措置について規定しています。

<第1項関係>

〈第3号関係〉

- ・ 「規則で定めるところにより」として、供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所（給水栓）から採取した水について行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とします。
- ・ ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができるものとしています。

<第2項関係>

- ・ 第2項では、受水槽の有効容量が8立方メートルを超え10立方メートル以下のものについて、設置者は毎年1回以上定期的に、管理に関する検査を市が指定した機関にて受けることを義務付けるとともに、その結果記録を3年間保存しなければならないことを規定しています。
- ・ 「規則で定めるところにより」とは、次のものとしします。
 - (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
 - (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
 - (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
 - (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
 - (5) 給水管の状態
 - (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

第4章 監督

(改善の指示等)

第15条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう指示することができる。

2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。

3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項に規定する水質検査を同項に規定する期間内に実施しないとき、又は同条第2項に規定する水質検査を実施しないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。

4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるよう指示することができる。

5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項に規定する管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるよう指示することができる。

6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を同項に規定する期間内に受けないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるべき旨を命ずることができる。

【解説】

- ・ 小規模水道又は小規模貯水槽水道に関して、条例で定める手続きを取らないときや管理基準に適合がある場合、設置者に市長は改善、検査実施、必要な措置を講ずることを指示又は命ずることができることを規定しています。

<第1項関係>

- ・ 当初施設基準を満たしていたものが何らかの要因で適合しなくなった場合において、設置者が改善しない場合、市長が期間を定めて改善するよう指示することができるものとしています。

<第2項関係>

- ・ 小規模水道の設置者は布設工事を完了後、水質検査を行わなければならないとしていますが、この水質検査を実施せずに給水を開始したものについて、水質検査を実施するよう命ずることができるものとしています。

<第3項関係>

- ・ 小規模水道の設置者が毎年1年回以上定期に行わなければならない水質検査や、水質基準に適合しないおそれがあるときに行わなければならない臨時水質検査を行っていない場合、市長は水質検査を実施するよう命ずることができるものとしています。

<第4項関係>

- ・ 小規模水道の設置者による水の汚染防止に必要な衛生上の措置が第10条に定める基準に適合していない場合に、消毒や改善措置を講ずるよう指示することができるものとしています。

<第5項関係>

- ・ 小規模貯水槽水道の設置者が、第14条に定める毎年1回以上、水槽の清掃や、定期、随時の点検、検査等を行っていないなど管理基準に適合していない場合に、必要な措置をとるよう指示することができるものとしています。

<第6項関係>

- ・ 小規模貯水槽水道の設置者が、第14条第2項に定める毎年1回以上定期に行わなければならない管理検査を行っていない場合、市長は管理検査を受けるよう命ずることができるものとしています。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

【解説】

- ・ 第15条の第1項、第4項、第5項の指示に対し、小規模水道等の設置者がその指示に従わず、給水を継続させることが利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に対して対処するまでの間、給水を停止するよう命ずることができるものとしています。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

<第1項、2項関係>

- ・ 本条は、小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために、市が必要な報告の徴収及び立入検査の権限を付したものです。
- ・ 報告を徴収することができるのは、小規模水道にあつては、工事の施行状況又は水道の管理についてであり、小規模貯水槽水道にあつては、水道の管理についての内容となります。
- ・ また、職員をして立入検査ができる立入場所は、小規模水道にあつては、水道の工事現場、水道施設のある場所又は設置者の事務所であり、小規模貯水槽水道にあつては、水道の用に供する施設のある場所及び設置者の事務所となります。

<第3項関係>

- ・ 立入検査時は、身分証明書を必ず携行し、請求があったときはこれを提示しなければならないことを規定しています。

<第4項関係>

- ・ 立入検査の権限は行政上のものであつて、刑事上に利用されてはならないことの入念規定としています。
- ・ 具体的には、刑事上の場合、当然に司法官憲が発する令状によることを要するものですが、本条の立入検査が代用されることがあつてはならないことを意味します。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 本条は、市の管理上、条例適用施設の設置者の地位を承継した場合、承継日から30日以内に市長にその内容を届け出なければならないことを規定しています。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ 本条例の施行に関して必要とする各種届出、報告様式、必要書類、施設基準及び水質基準について施行規則で定めることを規定しています。

第6章 罰則

(罰則)

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けずに布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

【解説】

- ・ 本条は、小規模水道及び小規模貯水槽水道の設置者の悪質な行為に対し、罰則を規定しています。

<第20条関係>

- ・ 小規模水道の設置者が、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったにも係わらず、給水を停止せず、関係者に周知しなかった場合、10万円以下の罰金に処すことを規定しています。

<第21条関係>

〈第1号関係〉

- ・ 布設工事が施設基準に適合するものであることについての市長の確認を受けずに小規模水道の布設工事に着手した場合、5万円以下の罰金に処すことを規定しています。

〈第2号関係〉

- ・ 次に掲げる市の命令に違反した者に対して、5万円以下の罰金を処すことを規定しています。
- ・ 小規模水道設置者は、布設工事完了後、水質検査を実施せずに給水を開始したとき、市が期限を定めて水質検査を実施するよう命じたにも係わらず、その期限に水質検査を実施しない場合。
- ・ 小規模水道の設置者が毎年1回以上定期に行わなければならない水質検査を期間内に行っていないとき、又は水質基準に適合しないおそれがあるときに行わなければならない臨時水質検査を実施していないときに、市が期限を定めて水質検査を実施するよう命じたにも係わらず、その期限に水質検査を実施しない場合。
- ・ 小規模貯水槽水道の設置者が、毎年1回以上定期に管理検査を受けていないとき、市が期限を定めて管理検査を実施するよう命じたにも係わらず、その期限に管理検査を実施しない場合。

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

【解説】

- ・ 本条は、市の報告の徴収又は立入検査に対して、「報告をしない」、「虚偽の報告をした」、「検査を拒んだ」、「検査を妨げた」、「忌避した」小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者に対して2万円以下の罰金を処すことを規定しています。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【解説】

- ・ 本条は、この条例の実効性を担保するため、行為者本人のみでなく、行為者によって代表される法人、雇主である人等をも処罰することとしています。
- ・ なお、法人とは、自然人以外で法律上権利義務の主体となることを認められた者であり、公法人、私法人を問いません。